

平成26年11月17日

柏市長 秋山浩保様

柏市情報公開・個人情報保護審議会  
会長 高岡信男

特定個人情報保護評価（全項目評価書）について（答申）

平成26年10月15日付け柏総行第193号で諮問のあった事項について、下記のとおり答申します。

記

1 審議経過等

(1) 対象評価書

ア 住民基本台帳に関する事務 全項目評価書

イ 個人住民税 全項目評価書

(2) 審議の経過

平成26年10月15日 諮問書の受理

平成26年10月17日 審議（第1回）

平成26年10月27日 審議（第2回）

平成26年11月 7日 審議（第3回）

(3) 審議の方法

第1回の審議では、対象評価書の事務内容について担当課から説明を受けた上で、リスク対策を中心に評価書の点検を行った。

第2回の審議では、対象評価書の記載内容について、国から示されている記載要領に従い記載されているかを中心に点検を行った。

第3回の審議では、それまでの審議を踏まえて意見の取りまとめを行った。

(4) 審議の結果

評価書の内容は、次項及び第3項に記すもののほか、一部に

検討を要する箇所が見られるが、おおむね妥当かつ適正になされているものと認められる。

なお、審議の結果特に付すべきものと判断した項目は、次項及び第3項に記すとおりである。

## 2 住民基本台帳に関する事務

### (1) 妥当性

#### ア 情報セキュリティ監査について

情報セキュリティ監査を柏市の専門知識を有する職員が対応するとのことであるが、どの程度の専門知識（資格等）を有しているのかを市民に公表すべきである。

#### イ アクセスログのチェックについて

アクセスログのチェックをより厳重にすべきと考える。全項目又は一度に一定数以上の項目を取り出したログが出た時点で、自動的にシステムからサインが出るなどの対策を施したほうがよい。

#### ウ システムの外部に係るセキュリティ対策について

システム内部に係るセキュリティだけではなく、以下のような物理的な保護措置を検討すべきである。

(ア) システムを使用するPCを制限する。

(イ) 常時システムと繋ぐ必要のないPCは繋いだままにしない。

(ウ) USBの挿入口を塞ぐ。

(エ) LANケーブルとシステムが簡単に外れないようにカバーをかける。

#### エ 委託契約に係る契約約款のうち、個人情報保護に係る条項について

(ア) 次のとおり修正すべきである。

a 第3条第3項中「改ざん及び滅失を防止する措置」を「漏えい、滅失又はき損その他個人情報保護の安全管理のために必要かつ適切な措置」に修正（個人情報保護法第20条参照）。

b 第3条第4項中「承認」を「事前の承諾」に修正（文言を契約約款第2条第1項と統一するとともに、事後承諾を防ぐため。）

- c 第3条第5項中「承認」を契約約款第2条第1項で使用している「承諾」に修正。

(イ) また、第3条に次の条項を加えるべきである。

- a 従業者の監督について

「受注者は、その従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。」（個人情報保護法第21条参照）

- b 委託先の監督について

「受注者は、個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人情報の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。」（個人情報保護法第22条参照）

- c 報告の徴収について

「発注者は、受注者に対し、個人情報の取扱いに関し報告をさせることができる。」

※なお、報告書は契約約款第2条第1項により書面で提出することとなる。

## (2) 適合性

別紙1の判定理由に記載したとおり

## 3 個人住民税賦課事務

### (1) 妥当性

ア 2(1) アからエまでと同じ

イ 申請情報の正確性について

郵送での申告が行われた場合、郵送では本人確認がとれず、他人が成りすますことも可能である。申請情報の正確性を確認する方法を記載すべきである。

### (2) 適合性

別紙2の判定理由に記載したとおり